

# 医療的ケア児が通う地域の保育園・学校等への地域看護連携による支援体制整備

亀井 智泉 ●信州大学 医学部 新生児学・療育学講座 特任助教



小中学校への看護師配置や、障害児通所事業所への看護師導入が進む長野県

## 要旨

学校や障害児通所事業所などにおける看護師の役割を明確にし、その専門性を発揮するための環境整備を行う。子どもの成長の場における看護師は、単なる医療的ケアの担い手ではない。全人的包括的に対象児とその周囲の児への発達支援も担い、人の身体の仕組みや障害についての正しい啓発を行うことで本人の自立・自律と、排除しない(=インクルーシブな)学校づくりに資することができる。

その専門性を発揮するために、市町村教育行政や学校は、看護指示書をはじめとする主治医との情報共有、保護者との連携の途を保障しなければならない。また、地域の多施設の看護師、薬剤師、リハビリテーション療法士等のコメディカルと連携し、学校や事業所の看護師の気づきや疑問を地域で共有することで、切れ目のない面的支援体制が構築できる。

医療的ケア児等コーディネーターである看護師の協力を得て、市町村教育委員会における小中学校への看護師配置や、障害児通所事業所への看護師導入とその後方支援体制整備に必要な書式や行政上の手続きをまとめ、可視化した(図1)。

## 1. 背景と目的

### 「教育・福祉現場の看護師の役割を探る」

長野県内でも、複数の自治体で地域の保育園や小中学校に通う医療的ケアの必要な子どもたちが増加しており、小中学校では、国の「医療的ケア児のための看護師配置事業」を活用した看護師の配置が進んでいる。

学校や発達支援の場で、実際に看護師が果たす役割を明確にし、専門性を発揮するために必要な制度環境、地域による後方支援のあり方を探ることを目的とする。

## 2. 活動の方法

### 「視察訪問とインタビュー」

医療的ケア児の通う小中学校を訪問し、学校看護師をはじめ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等のお話を伺った。また、別の市町村の放課後等デイサービスにおいて、医療連携体制加算による看護師の支援についても訪問・視察させていただき、発達支援の場に看護師がいる意義について、当該施設のスタッフにお話を伺った。

## 3. 考察

### 「インクルーシブ教育を進める看護師」

#### (1) 学校看護師と主治医・保護者との情報連携の難しさ

看護指示書や主治医との連携が看護業務に必須であるとの認識が、学校に浸透していない。入学後の身体状況の変化、入院や外来通院によって変化した心身の状態やケアの内容の変化、それに伴う主治医の指示など、学校看護師に必要な情報が届いていない例もあり、日常の看護支援の中で生じた疑問や気づきも、主治医との直接のやり取りが難しい。

保護者との情報共有についても、担任を通すことになっており、正確な情報共有や意思疎通が困難なケースもある。地域生活を支援する多職種との情報共有についても、支援会議への参加ができる学校看護師はごくわずかで、家族の状況についても知らされていない例も多い。

## (2) 教育・発達支援の場における看護師の役割

医療的ケアのみを行うという限局された業務ではなく、医療的ケアが必要な児の学校生活に包括的に寄り添う役割を持っている。当該児のみを見るのではなく、他児との関係性や他児の成長発達の様子にも目配り、気配りができる。特に、導尿や胃ろうは、排泄、食事といった命に直結する日常の生活行為であるがゆえに、子どもたちの興味をひきやすいケアである。本人が、発達段階に応じて自分の身体と特性を理解し、自分の身体を正しく守るとともに、自立・自律的、主体的にケアに臨んでいけるよう、看護師は担任や保護者と協力して指導を進めている。

同時に、他児への啓発も、看護の専門性が活かせる非常に重要な機能である。身体やその機能についての正しい理解を持ち、その上で障害や疾病によりケアが必要な仲間を排除しない(=インクルーシブな)関係性を構築していく、という教育効果のためにも、看護師という医療職が教育の場にいることの意義は大きい。

放課後等デイサービスにおいても、医療的ケアを担うのみならず、姿勢管理、玩具の選び方など、療育の専門職が看護師と意見交換をしながら多面的、全人的な発達支援を進め、効果を上げている。



放課後等デイサービス

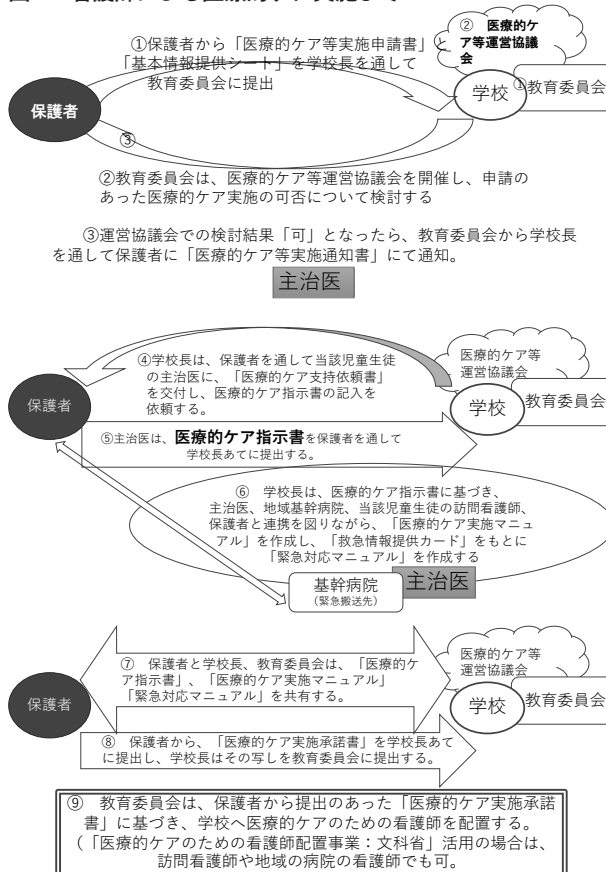
## 4. 事業の成果と今後の展望

### 「看護師と多職種がつながる仕組みづくり」

#### (1) 学校看護師と地域の医療連携

学校看護師が感じた疑問や、成長・変化についての気づきを、医療的ケア児等コーディネーターが主治医、リハビリテーションや薬剤師等

図1 看護師による医療的ケア実施まで



のコメディカルに伝え、協力を得る体制を整えることで、支援や教育の充実につながった。

#### (2) 学校・障害児通所施設への看護師導入に向けての書式整備

文部科学省平成31年3月20日通知(30文科初第1769号)「学校における医療的ケアの今後の対応について」にあるとおり、主治医や保護者と学校間での情報連携や医療的ケア児等コーディネーター等地域の多職種により、学校における医療的ケア児等の支援体制を整備する必要がある。これを具体化するために、先行市町村の例を参考に、学校看護師を配置し、専門性を発揮してもらうための書式例とその流れを可視化したものを整備した。

#### (3) 地域の施設間連携で人を育て、支える

小中学校の看護師と、障害児通所事業所等地域の看護師の連携、さらにかかりつけ薬局や訪問リハビリテーション等、児の命と成長発達を支える多職種との連携を進めるための、仕組みづくりの必要性を感じている。今後は地域ごとの研修や施設間連絡会などを通して、各職種のスキルアップと連携を進めたい。